



**IFRS<sup>®</sup>**

Sustainability

2022年3月

## 公開草案

IFRS<sup>®</sup> サステナビリティ開示基準

**IFRS S2号「気候関連開示」[案]**

**付録B 産業別開示要求**

**B43巻ーパルプ及び紙製品**

コメント期限：2022年7月29日



# 公開草案

IFRS S2 号「気候関連開示」〔案〕

付録 B 産業別開示要求

B43 巻－パルプ及び紙製品

コメント期限：2022年7月29日

This industry from Appendix B Industry-based disclosure requirements accompanies the Exposure Draft ED/2022/S2 *Climate-related Disclosures* (published March 2022; see separate booklet). It is published by the International Sustainability Standards Board (ISSB) for comment only. Comments need to be received by 29 July 2022 and should be submitted by email to [commentletters@ifrs.org](mailto:commentletters@ifrs.org) or online at <https://www.ifrs.org/projects/open-for-comment/>.

All comments will be on the public record and posted on our website at [www.ifrs.org](http://www.ifrs.org) unless the respondent requests confidentiality. Such requests will not normally be granted unless supported by a good reason, for example, commercial confidence. Please see our website for details on this policy and on how we use your personal data. If you would like to request confidentiality, please contact us at [commentletters@ifrs.org](mailto:commentletters@ifrs.org) before submitting your letter.

**Disclaimer:** To the extent permitted by applicable law, the ISSB and the IFRS Foundation (Foundation) expressly disclaim all liability howsoever arising from this publication or any translation thereof whether in contract, tort or otherwise to any person in respect of any claims or losses of any nature including direct, indirect, incidental or consequential loss, punitive damages, penalties or costs.

Information contained in this publication does not constitute advice and should not be substituted for the services of an appropriately qualified professional.

© 2022 SASB, part of Value Reporting Foundation.

**All rights reserved.** Reproduction and use rights are strictly limited. Please contact the Foundation for further details at [permissions@ifrs.org](mailto:permissions@ifrs.org).

Copies of ISSB publications may be ordered from the Foundation by emailing [customerservices@ifrs.org](mailto:customerservices@ifrs.org) or visiting our shop at <https://shop.ifrs.org>.

This Japanese translation of the Exposure Draft *Climate-related Disclosures* and related material contained in this publication has not been approved by the Review Committee appointed by the IFRS Foundation. The Japanese translation is the copyright of the IFRS Foundation.

The Foundation has trade marks registered around the world (Marks) including ‘IAS®’, ‘IASB®’, the IASB® logo, ‘IFRIC®’, ‘IFRS®’, the IFRS® logo, ‘IFRS for SMEs®’, the IFRS for SMEs® logo, ‘International Accounting Standards®’, ‘International Financial Reporting Standards®’, the ‘Hexagon Device’, ‘NIIF®’ and ‘SIC®’. Further details of the Foundation’s Marks are available from the Foundation on request.

The Foundation is a not-for-profit corporation under the General Corporation Law of the State of Delaware, USA and operates in England and Wales as an overseas company (Company number: FC023235) with its principal office in the Columbus Building, 7 Westferry Circus, Canary Wharf, London, E14 4HD.

## 公開草案

# IFRS S2 号「気候関連開示」[案] 付録 B 産業別開示要求 B43 巻－パルプ及び紙製品

コメント期限：2022 年 7 月 29 日

付録 B 産業別開示要求のうちの本産業は、公開草案 ED/2022/S2「気候関連開示」（2022年3月公表、別冊参照）に付随するものである。本付録は、国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）がコメント募集のみを目的に公表したものである。コメントは、2022年7月29日までに到着する必要がある、[commentletters@ifrs.org](mailto:commentletters@ifrs.org) への電子メール又は <https://www.ifrs.org/projects/open-for-comment/> からオンラインで提出されたい。

すべてのコメントは公開の記録に記載され、回答者が秘密扱いの要求をしない限り、我々のウェブサイト（[www.ifrs.org](http://www.ifrs.org)）に掲載される。秘密扱いの要求は、商業的な守秘事項などの正当な理由がある場合を除き、通常は認められない。この方針及び回答者の個人データを我々がどのように使用するのかの詳細については、我々のウェブサイトを参照されたい。機密保持に関する要望がある場合は、コメント・レターを提出される前に [commentletters@ifrs.org](mailto:commentletters@ifrs.org) までご連絡いただきたい。

**注意書き：**適用される法律が認める範囲で、当審議会及びIFRS財団（財団）は、本公表物又はその翻訳から生じるすべての責任を、契約、不法行為、その他いかなる者に対するいかなる性質の請求又は損害（直接、間接、付随的又は結果的な損害、懲罰的賠償、罰金又はコストを含む）に関するものであれ、拒絶する。

本公表物に含まれている情報は、助言を構成するものではなく、適切な資格を有する専門家のサービスの代用とすべきものではない。

**© 2022 SASB, part of Value Reporting Foundation.**

不許複製・禁無断転載：複製及び使用の権利は厳しく制限されている。詳細については当財団の [permissions@ifrs.org](mailto:permissions@ifrs.org) に連絡されたい。

当審議会の公表物のコピーは、[customerservices@ifrs.org](mailto:customerservices@ifrs.org) への電子メール又は当財団のショップ <https://shop.ifrs.org> への訪問により、当財団から注文することができる。

本公表物に含まれている公開草案IFRS S2号「気候関連開示」の日本語訳は、IFRS財団が指名したレビュー委員会による承認を経していない。当該日本語訳はIFRS財団の著作物である。

当財団は世界中で登録された商標を有しており、その中には、‘IAS®’、‘IASB®’、IASB® ロゴ、‘IFRIC®’、‘IFRS®’、IFRS® ロゴ、‘IFRS for SMEs®’、IFRS for SMEs® ロゴ、‘International Accounting Standards®’、‘International Financial Reporting Standards®’、‘Hexagon Device’、‘NIIF®’ 及び‘SIC®’ がある。当財団の商標についてのより詳細な情報は、要求に応じて当財団から入手可能である。

当財団は米国デラウェア州の一般会社法に基づく非営利法人であり、イングランド及びウェールズで海外会社（会社番号：FC023235）として活動し、主たる事務所を Columbus Building, 7 Westferry Circus, Canary Wharf, London, E14 4HD に置いている。

## はじめに

---

本巻は、*IFRS S2* 号「気候関連開示」[案]の付録 B の一部であり、本基準[案]の不可欠な一部である。本巻は、本基準 [案] の他の部分と同じ権威を有する。

本巻は、特定のビジネスモデル、経済活動、及び産業への参加により特徴付けられる他の一般的な特徴に関連する、企業の重大な (**significant**) 気候関連のリスク及び機会に関連する情報を識別、測定及び開示するための要求事項を示している。

産業別開示要求は、**SASB** スタンダードに由来している (*IFRS S2* 号「気候関連開示」[案]B10 項から B12 項を参照)。B11 項に記載されている **SASB** スタンダードの修正は、参照を容易にするためにマークアップされている。新しい文章には下線が、削除された文章には取り消し線が引かれている。また、**SASB** スタンダードで使用されている指標コードも、参照を容易にするために、該当する場合には記載されている。本巻に含まれる産業別開示要求に関する追加の背景 (構造及び用語、適用並びに例示などを含む) については、付録 B の B3 項から B17 項を参照されたい。

## パルプ及び紙製品

### 産業に関する記述

「パルプ及び紙製品」産業は、パルプ繊維、包装紙及び衛生用紙、オフィス用紙、新聞印刷用紙、並びに工業用途のための紙を含む、さまざまな木材パルプ及び紙製品を製造する企業により構成される。この産業に属する企業は、典型的にはビジネス間取引の企業として機能し、米国、カナダ及びブラジルといった複数の国でオペレーションを行っていることがある。一部の総合企業は木材伐採用地を所有又は管理し、森林管理に従事しているが、これらの活動から生じるサステナビリティの論点はSASBの「森林管理 (RR-FM)」産業の基準で扱っている。

### サステナビリティ開示トピック及び指標

表 1. サステナビリティ開示トピック及び指標

トピック	指標	カテゴリ	測定単位	コード
温室効果ガス排出	グローバルでのスコープ 1 総排出	定量	CO <sub>2</sub> 換算メートルトン (t)	RR-PP-110a.1
	スコープ 1 排出を管理するための長期的及び短期的な戦略又は計画、排出削減の目標並びにそれらの目標に対するパフォーマンスの分析についての説明	説明及び分析	該当なし	RR-PP-110a.2
エネルギー管理	(1)エネルギー総消費量、(2)電力系統からの電力の割合、(3)バイオマス由来のエネルギーの割合、(4)その他の再生可能エネルギーの割合、(5)自己生成エネルギーの総量 <sup>71</sup>	定量	ギガジュール (GJ)、パーセンテージ (%)	RR-PP-130a.1

<sup>71</sup> RR-PP-130a.1 に関する注記 – 企業は、エネルギーのためのバイオマス利用に伴うリスク及び不確実性を説明しなければならない。

## IFRS S2 号「気候関連開示」[案] の付録 B

トピック	指標	カテゴリー	測定単位	コード
水管理	(1)総取水量、(2)総消費水量、及びそれらのベースライン水ストレスが「高い」又は「極めて高い」地域の割合	定量	立方メートル (m <sup>3</sup> )、パーセンテージ (%)	RR-PP-140a.1
	水管理リスクの記述並びに当該リスクを軽減するための戦略及び実務の説明	説明及び分析	該当なし	RR-PP-140a.2
サプライチェーン管理	(1)第三者認証を受けた森林地帯からの木質繊維の調達割合及び各基準に対する割合、並びに(2)他の繊維調達基準を満たした木質繊維の調達割合及び各基準に対する割合 <sup>72</sup>	定量	重量ごとのパーセンテージ (%)	RR-PP-430a.1
	リサイクル及び回収繊維の調達量 <sup>73</sup>	定量	メートルトン(t)	RR-PP-430a.2

表 2. 活動指標

活動指標	カテゴリー	測定単位	コード
パルプ生産	定量	風乾メートルトン(t)	RR-PP-000.A
紙生産	定量	風乾メートルトン(t)	RR-PP-000.B
木質繊維の総調達量 <sup>74</sup>	定量	メートルトン(t)	RR-PP-000.C

<sup>72</sup> RR-PP-430a.1 に関する注記 – 企業は、認証された森林地帯から採取されたものではない繊維、又は他の繊維調達基準の認証を受けたものではない繊維について、デュー・デリジェンスの実務について説明しなければならない。

<sup>73</sup> RR-PP-430a.2 に関する注記 – 企業は、リサイクル及び回収繊維とバージン繊維のどちらを調達するかを意思決定に環境ライフサイクル分析を組み入れるための戦略について説明しなければならない。

<sup>74</sup> RR-PP-000.C に関する注記 – 木質繊維ベースの原材料の範囲には、リサイクル原材料、バージン原材料及び生産工程で直接消費される財を含む、完成品として販売するために加工されるすべてのインプットを含み、エネルギーに用いられるバイオマスは含まない。

## 温室効果ガス排出量

### トピックサマリー

紙及びパルプ製品の製造では、定置式及び移動式エンジン、コージェネレーション・ボイラー並びにその他の処理装置での化石燃料及びバイオマスの燃焼に伴う温室効果ガス（GHG）の直接排出が発生する。この産業の企業は通常、自身のエネルギー需要のためにカーボンニュートラルなバイオマスを大量に使用しており、これを使用することで、化石燃料の購入に関連するコストを削減できるのみでなく、炭素排出に関連する規制リスクを軽減する可能性がある。排出量の大きさ及び現行の排出規制によっては、化石燃料源に関連した排出によりコンプライアンス・コストが生じることがある。GHG 排出を費用対効果の高い方法で管理する企業は、エネルギー効率の向上、代替燃料の使用及び製造プロセスの改善により業務効率の向上及び規制遵守コストの削減の恩恵を受ける可能性がある。

### 指標

#### RR-PP-110a.1.グローバルでのスコープ 1 総排出

- 1 企業は、京都議定書において対象とされる 7 種類の温室効果ガス（GHG）— 二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）、メタン（CH<sub>4</sub>）、一酸化二窒素（N<sub>2</sub>O）、ハイドロフルオロカーボン類（HFCs）、パーフルオロカーボン類（PFCs）、六フッ化硫黄（SF<sub>6</sub>）及び三フッ化窒素（NF<sub>3</sub>）—のグローバルでのスコープ 1 の温室効果ガス（GHG）の大気への総排出を開示しなければならない。
  - 1.1 すべての GHG 排出は、CO<sub>2</sub> 換算メートルトン単位で合算し、開示しなければならない。公開されている 100 年間の時間軸の地球温暖化係数（GWP: global warming potential）の値に従って計算しなければならない。現時点の GWP 値の推奨ソースは、気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第 5 次評価報告書（2014）である。
  - 1.2 総排出は、オフセット、クレジット又はその他の類似した排出削減若しくは排出補償のメカニズムを考慮する前の、大気中に排出された GHG をいう。
- 2 スコープ 1 排出は、世界資源研究所（WRI）及び持続可能な開発のための世界経済人会議（WBCSD）によって公表された「温室効果ガスプロトコル：企業会計及び報告基準（GHG プロトコル）、2004 年 3 月改訂版」において定義されており、これに従って計算しなければならない。
  - 2.1 認められる計算方法には、基礎的な参考文献として GHG プロトコルに従いつつ、産業固有又は地域固有のガイダンスなど追加的なガイダンスを提供するものを含める。例として以下を含むが、これらに限定されない。
    - 2.1.1 GHG Reporting Guidance for the Aerospace Industry（国際航空宇宙環境グループ（IAEG）発行）
    - 2.1.2 Greenhouse Gas Inventory Guidance：固定燃焼源からの直接排出（米国環境保護庁（EPA）発行）
    - 2.1.3 India GHG Inventory Program
    - 2.1.4 ISO 14064-1
    - 2.1.5 Petroleum Industry Guidelines for reporting GHG emissions

(IPIECA 発行 第 2 版 (2011 年) )

2.1.6 Protocol for the quantification of greenhouse gas emissions from waste management activities (Entreprises pour l'Environnement (EpE) 発行)

2.2 GHG 排出データは、企業が財務報告データを連結する方法に従って連結及び開示しなければならない。その方法は、一般的に、GHG プロトコルで定義する「財務上の支配」アプローチ、並びに気候開示基準委員会 (CDSB) によって公表された「環境情報、自然資本、及び関連する事業への影響の報告のための CDSB フレームワーク」(2018 年 4 月) の REQ-07 「組織の境界」に記載されている方法と整合している。

- 3 企業は、前報告期間からの排出の変化について説明する場合がある。これには、変化が排出削減、ダイベストメント、買収、合併、アウトプットの変化又は計算方法の変更 (又はこれらの複数のもの) によるものを含む。
- 4 現在の CDP 又は他の企業への GHG 排出の報告 (例: 国の規制上の開示プログラム) が、範囲及び使用した連結アプローチの点で異なる場合、企業はそれらの排出を開示する場合がある。ただし、主要な開示は上述のガイドラインに従わなければならない。
- 5 企業は、データが連続排出量監視システム (CEMS)、エンジニアリング計算又は物質収支計算からのものであるかどうか等、排出量開示の計算方法について説明する場合がある。

**RR-PP-110a.2. スコープ 1 排出を管理するための長期的及び短期的な戦略又は計画、排出削減の目標並びにそれらの目標に対するパフォーマンスの分析についての説明**

- 1 企業は、スコープ 1 温室効果ガス (GHG) 排出を管理するための長期的及び短期的な戦略又は計画について説明しなければならない。
  - 1.1 スコープ 1 排出は、世界資源研究所 (WRI) 及び持続可能な開発のための世界経済人会議 (WBCSD) によって公表された「温室効果ガスプロトコル: 企業会計および報告基準 (GHG プロトコル)、2004 年 3 月改訂版」において定義されており、ここに記載されている手法に従って計算しなければならない。
  - 1.2 温室効果ガス (GHG) 排出の範囲には、京都議定書において対象とされる 7 種類の温室効果ガス—二酸化炭素 (CO<sub>2</sub>)、メタン (CH<sub>4</sub>)、一酸化二窒素 (N<sub>2</sub>O)、ハイドロフルオロカーボン類 (HFCs)、パーフルオロカーボン類 (PFCs)、六フッ化硫黄 (SF<sub>6</sub>) 及び三フッ化窒素 (NF<sub>3</sub>) —が含まれる。
- 2 企業は、排出削減目標について説明し、関連する場合は、以下を含め、目標に対するパフォーマンスを分析しなければならない。
  - 2.1 排出削減目標の範囲 (例: 目標が適用される総排出量の割合)
  - 2.2 目標が絶対量ベース又は原単位ベースのいずれであるか、及び目標が原単位ベースの目標である場合は指標の分母
  - 2.3 基準年に対する削減率。この基準年とは、目標の達成に向けて排出について評価する最初の年を表す。
  - 2.4 削減活動のタイムライン (開始年、目標年及び基準年を含む)
  - 2.5 目標を達成するためのメカニズム

- 2.6 目標年の排出量若しくは基準年の排出量が遡及的に再計算された（若しくは再計算される可能性がある）、又は目標年若しくは基準年が再設定された、すべての状況
- 3 企業は、計画又は目標（又はこの両方）を達成するために必要な活動及び投資、並びに計画又は目標（又はこの両方）の達成に影響を与える（affect）可能性のあるリスク又は制限要因について説明しなければならない。
  - 4 企業は、その戦略、計画又は削減目標（又はこれらの複数のもの）の範囲について、それらがどのようにさまざまな事業単位、地域又は排出源に異なって適用されるのか等について説明しなければならない。
  - 5 企業は、その戦略、計画又は削減目標（又はこれらの複数のもの）が、地域、国、国際、又は、セクター別プログラムを含む、排出制限又は排出報告ベース（又はこの両方）のプログラム又は規制（EU 域内排出量取引制度、ケベック州キャップ・アンド・トレード制度、カリフォルニア州キャップ・アンド・トレード・プログラム等）に関連している（related to）か又は関係している（associated with）かを説明しなければならない。
  - 6 戦略、計画又は削減（又はこれらの複数のもの）の目標の開示は、報告期間中に進行中（アクティブ）であった又は完了した活動に限定しなければならない。

## エネルギー管理

### トピックサマリー

パルプ及び紙製品の製造は、エネルギーを大量に使用する。大半の施設では、エネルギーを主にバイオマス及び化石燃料の燃焼から得ているが、一部の施設では購入した電気を使用する場合がある。バイオマス及びその他の再生可能エネルギーを使用するかと同様に、電力系統から電力を調達するか又は自己生成するかは意思決定は、オペレーションに必要なエネルギー供給のコスト及び信頼性、並びにスコープ 1 又はその他の大気排出物からの規制リスクの程度に関連するトレードオフを生み出すことがある。企業がエネルギー効率、異なるタイプのエネルギーへの依存度及び関連するサステナビリティ・リスク、並びに代替エネルギー源へのアクセス能力を管理する方法は、エネルギー・コストの変動による影響 (impacts) を緩和する可能性が高い。

### 指標

#### RR-PP-130a.1. (1)エネルギー総消費量、(2)電力系統からの電力の割合、(3)バイオマス由来のエネルギーの割合、(4)その他の再生可能エネルギーの割合、(5)自己生成エネルギーの総量

- 1 企業は、(1)自社が消費したエネルギーの総量をギガジュール (GJ) 単位で集計して開示しなければならない。
  - 1.1 エネルギー消費の範囲には、企業の外部の供給源から購入したエネルギー及び企業が自ら生産した (自己生成の) エネルギーを含めた、すべての供給源からのエネルギーを含める。例えば、直接的な燃料の使用、購入した電力、並びに暖房、冷却及び蒸気エネルギーはすべてエネルギー消費の範囲内に含める。
  - 1.2 エネルギー消費の範囲には、報告期間中に企業が直接消費したエネルギーのみを含める。
  - 1.3 企業は、燃料及びバイオ燃料からのエネルギー消費量を計算する際には、直接測定した、又は気候変動に関する政府間パネル (IPCC) ~~、米国エネルギー省 (DOE) 、又は米国エネルギー情報局 (EIA) から取得した~~、総発熱量 (GCV) とも呼ばれる高位発熱量 (HHV) を使用しなければならない。
- 2 企業は、(2)自社が消費した、電力系統から供給されたエネルギーの割合を開示しなければならない。
  - 2.1 この割合は、購入した電力系統からの電力の消費量について、エネルギー総消費量で除して計算しなければならない。
- 3 企業は、(3)自社が消費した、バイオマスから供給されたエネルギーの割合を開示しなければならない。
  - 3.1 この割合は、バイオマスエネルギー消費量について、エネルギー総消費量で除して計算しなければならない。
- 4 本開示の目的において、バイオマス資源からの再生可能エネルギーの範囲は、以下のものに限定する。
  - 4.1 以下の規準のうち少なくとも 1 つを満たすバイオマス資源からのエネルギー：

- 4.1.1 第三者基準による認証（例えば、森林管理協議会、サステナブルな森林イニシアティブ、PEFC 森林認証プログラム又は米国ツリーファームシステム（ATFS））
  - 4.1.2 「Green-e Energy National Standard Version 2.5（2014）」に基づく「適格な再生可能エネルギー（eligible renewable）」としての分類
  - 4.1.3 州の再生可能エネルギー利用割合基準（RPS）への適合
- 5 企業は、(4)バイオマスエネルギーを除く再生可能エネルギーの消費量の割合を開示しなければならない。
- 5.1 再生可能エネルギーは、地熱、風力、太陽光、水力等、それらの枯渇率以上のペースで補充されるエネルギー源からのエネルギーと定義する。
  - 5.2 この割合は、再生可能エネルギー消費量について、エネルギー総消費量で除して計算しなければならない。
  - 5.3 再生可能エネルギーの範囲には、企業が消費した再生可能燃料、企業が直接生産した再生可能エネルギー、及び企業が購入した再生可能エネルギー（再生可能エネルギー証書（REC）又は原産地保証（GO）を明示的に含む再生可能電力購入契約（PPA）を通じて購入した場合、Green-e エネルギー認証済の電力事業者若しくはサプライヤープログラムを通じて購入した場合、又は、明示的に REC 若しくは GO を含むその他のグリーン電力製品、若しくは Green-e エネルギー認証 REC が電力系統からの電力と組み合わせられた他のグリーン電力製品を通じて購入した場合）を含める。
    - 5.3.1 現場で生成した再生可能電力について、それが再生可能エネルギーであると企業が主張するためには、企業の名において REC 及び GO を保持（retain）し（すなわち売却せず）、取消し（retire）又は無効化（cancel）する必要がある。
    - 5.3.2 再生可能 PPA 及びグリーン電力製品について、それが再生可能エネルギーであると企業が主張するためには、企業の名において REC 及び GO を保持（retain）又は交換（replace）し、取消し（retire）又は無効化（cancel）する旨を、その契約に明示的に含めて伝える必要がある。
    - 5.3.3 企業の支配又は影響（influence）の範囲外にある電力系統ミックスの再生可能部分は、再生可能エネルギーの範囲から除外する。
  - ~~5.4 本開示の目的において、水力源からのエネルギーの範囲は、ローインパクト水力発電協会によって認定されたもの、または州再生可能エネルギー供給義務化基準の対象となるエネルギーに限る。~~
- 6 企業は、(5)自社が自己生成したエネルギー量をギガジュール（GJ）単位で集計して開示しなければならない。
- 6.1 企業は、電力会社又は最終消費者たる顧客に販売した自己生成エネルギーの量を開示する場合がある。
  - 6.2 企業は、自己生成エネルギーのうち上記で定義されている再生可能エネルギーに該当する量を開示する場合がある。
- 7 企業は、燃料使用量（バイオ燃料を含む）の HHV の使用及びキロワット時（kWh）の GJ への変換（太陽光又は風力エネルギーからの電力を含むエネルギーデータの場

合) 等、この開示で報告するすべてのデータに対して、換算係数を一貫して適用しなければならない。

RR-PP-130a.1 に関する注記

- 1 企業は、エネルギー源としてのバイオマスの利用に関連するリスク及び不確実性を記述し、それらのリスクをどのように管理しているかを記述しなければならない。
- 2 エネルギー源としてのバイオマスの使用に関連するリスク及び不確実性には、以下を含むが、これらに限定されない。
  - 2.1 大気排出物（窒素酸化物及び硫黄酸化物等）に起因するリスク（排出規制を遵守するためのコスト、及び違反による評判への影響（impacts）等）
  - 2.2 規制上のリスク（潜在的な生物起源の二酸化炭素規制への準拠に伴う財務的影響（impacts）、又はバイオマスが州の再生可能エネルギー利用割合基準（RPS）の対象となる適格な再生可能エネルギー（eligible renewable energy）の定義を満たしていない場合の評判への影響（impacts）等）
  - 2.3 調達リスク（購入したバイオマスがサステナブルな方法で収穫されているかどうかに関する透明性の欠如に関連した風評リスク）

## 水管理

### トピックサマリー

パルプ及び紙製品の製造は、一般的に水を大量に使用するプロセスであり、材料加工、プロセス冷却及び現場のエネルギー・プラントでの蒸気発生時に水を使用する。企業は豊富で安定した水の供給を必要とし、大量の廃水が生じる場合があるが、その大部分は処理されて環境に戻される。プロセス水には通常、溶存有機化合物及びその他の固形物が含まれており、これは水処理の重要性 (importance) を強調している。水不足は、供給コストの上昇、供給の分断又は地域の水利用者との緊張を招く可能性があるため、廃水に加えて、水の入手可能性は産業にとって重要な (important) 考慮事項である。企業は、水の供給及び処理の問題に対処するために、プロセス水のリサイクルを費用対効果の高い方法で強化したり、生産技術を改善して水使用原単位を減らしたり、排水規制を確実に遵守したりする等、さまざまな戦略を採用することができる。

### 指標

#### RR-PP-140a.1. (1)総取水量、(2)総消費水量、及びそれらのベースライン水ストレスが「高い」又は「極めて高い」地域の割合

- 1 企業は、すべての水源から引き出された水の量を、千立方メートル単位で開示しなければならない。
  - 1.1 水資源には、地表水（湿地、河川、湖及び海からの水を含む）、地下水、企業が直接収集及び貯留した雨水、並びに地方自治体の水道供給者、水道事業者又はその他の企業から取得した水及び廃水を含める。
- 2 企業は、例えば、取水量の大部分が非淡水源からのものである場合、その供給を水源別に開示する場合がある。
  - 2.1 淡水は、企業が営業を行う地域の法令に従って定義する場合がある。法令による定義がない場合、淡水は、~~米国地質調査所~~によると百万分の 1,000 未満の溶解固形物を含む水とみなさなければならない。
  - 2.2 ~~米国の全国主要飲料水規制各法域の飲料水規制~~に準拠して水道事業者から取得した水は、淡水の定義を満たすとみなすことができる。
- 3 企業は、オペレーションで消費した水の量を千立方メートル単位で開示しなければならない。
  - 3.1 消費水量は以下のとおりに定義する。
    - 3.1.1 取水、使用及び排水中に蒸発する水
    - 3.1.2 企業の製品又はサービスに、直接的又は間接的に組み込まれる水
    - 3.1.3 その他、取水源と同じ集水域に戻らない水（別の集水域又は海に戻る水など）
- 4 企業は、すべてのオペレーションにおける水リスクを分析し、世界資源研究所（WRI）の水リスクアトラス（Water Risk Atlas）ツールである Aqueduct（アキダクト）によって、ベースライン水ストレスが「高い（40～80%）」又は「極めて高い（>80%）」と分類された場所で取水及び水消費する活動を識別しなければならない。

- 5 企業は、ベースライン水ストレスが「高い」又は「極めて高い」場所で取水した水について、総取水量に対する割合で開示しなければならない。
- 6 企業は、ベースライン水ストレスが「高い」又は「極めて高い」場所で消費した水について、総消費水量に対する割合で開示しなければならない。

**RR-PP-140a.2. 水管理リスクの記述並びに当該リスクを軽減するための戦略及び実務の説明**

- 1 企業は、取水、水消費並びに排水又は廃水（又はこの両方）に関連する水管理リスクを記述しなければならない。
  - 1.1 取水及び水消費に関連するリスクには、十分に清潔な水資源の入手可能性に対するリスクを含める。また以下を含むが、これらに限定されない。
    - 1.1.1 環境面での制約 — 水ストレス地域での営業、干ばつ、水生生物の閉込め又は巻込め、経年変動又は季節変動、及び気候変動の影響によるリスク等
    - 1.1.2 規制及び財務上の制約 — 水道料金の変動、取水に関連するステークホルダーの認識及び懸念（例：地域社会、非政府組織及び規制当局からのもの）、他の水利用者との直接的な競合及び影響（**impact**）（例：企業及び地方自治体の水利用者）、規制による取水制限、並びに水利権又は許可を取得及び保持する企業の能力に対する制約
  - 1.2 水又は廃水（又はこの両方）の排出に関連するリスクは、排出に関連する権利又は許可の取得、排出に関連する規制への準拠、排出に対する制約、排水の温度管理を維持する能力、賠償又は風評リスク（又はこの両方）、並びに、排水に関連する規制及びステークホルダーの認識及び懸念（例：地域社会、非政府組織、規制機関の組織）による営業コストの増加を含むが、これらに限定されない。
- 2 企業は、以下の文脈において水管理リスクを記述する必要がある。
  - 2.1 地表水（湿地、河川、湖及び海からの水を含む）、地下水、企業が直接収集及び貯留した雨水、並びに地方自治体の水道供給者、水道事業者又はその他の企業から取得した水又は廃水などの水源によって、リスクがどのように異なる場合があるか。
  - 2.2 地表水、地下水又は廃水処理施設などの排出先によって、リスクがどのように異なる場合があるか。
- 3 企業は、水管理リスクがオペレーションに及ぼす潜在的な影響（**impacts**）及びそのようなリスクが顕在化すると予想される時期について説明する必要がある。
  - 3.1 影響（**impacts**）には、コスト、売上、負債、オペレーションの継続性、風評などを含むが、これらに限定されない。
- 4 企業は、水管理リスクを軽減するための短期及び長期の戦略又は計画について説明しなければならない。これには以下を含むが、これらに限定されない。
  - 4.1 戦略、計画、ゴール又は目標（又はこれらの複数のもの）の範囲。例えば、様々な事業単位、地域又は水を消費するオペレーション・プロセスとどのように関係しているかなど。

- 4.2 優先する水管理のゴール又は目標（又はこの両方）、及び、それらのゴール又は目標（又はこの両方）に対するパフォーマンスの分析。
  - 4.2.1 ゴール及び目標には、取水量の削減、水消費量の削減、排水量の削減、水生生物の閉込の軽減、排水の質の改善及び規制遵守に関するものを含むが、これらに限定されない。
- 4.3 計画、ゴール又は目標（又はこれらの複数なもの）を達成するために必要な活動及び投資並びに計画又は目標（又はこの両方）の達成に影響を与える可能性のあるリスク又は制限要因。
- 4.4 戦略、計画、ゴール又は目標（又はこれらの複数なもの）の開示は、報告期間中に進行中（アクティブ）又は完了した活動に限定しなければならない。
- 5 水管理の目標について、企業は追加で以下を開示しなければならない。
  - 5.1 目標が絶対量ベース又は原単位ベースのいずれであるか、及び目標が原単位ベースである場合は指標の分母。
  - 5.2 開始年、目標年及び基準年を含む、水管理計画のタイムライン。
  - 5.3 以下を含む、目標を達成するためのメカニズム
    - 5.3.1 水のリサイクル又は循環システムの使用（又はこの両方）など、効率化に関する取組み（efforts）
    - 5.3.2 必要な水の量を減らすための製品又はサービスの再設計等の、製品のイノベーション
    - 5.3.3 製造又はオペレーションにおいてより少ない水の使用を可能にするような、プロセス及び機器のイノベーション
    - 5.3.4 水の使用、リスク及び機会を分析するためのツール及びテクノロジーの使用（例：World Wildlife Fund の Water Risk Filter、Global Water Tool、Water Footprint Network Footprint Assessment Tool）
    - 5.3.5 地域又は他の組織とのコラボレーション又はプログラム
  - 5.4 基準年からの削減率又は改善率。基準年は、目標の達成に向けて、水管理の目標が評価される最初の年である。
- 6 企業は、水管理の実務が、組織内でライフサイクルへの影響（impacts）又はトレードオフを新たにもたらしたかどうかを説明しなければならない。これには、土地利用、エネルギー生産及び温室効果ガス（GHG）排出のトレードオフを含む。また、ライフサイクルのトレードオフにもかかわらず、企業がこれらの実務を選択した理由についても説明しなければならない。

## サプライチェーン管理

### トピックサマリー

「パルプ及び紙製品」企業は、森林管理企業、紙繊維リサイクル企業及び自社で管理する森林から、木材及び木質繊維を調達している。サプライチェーンのリスクには、管理実務又は気候変動による森林地帯の生産性の低下、サステナブルな森林管理に関する規制及び評判への影響（**impacts**）が含まれる。このようなリスクを軽減し、サステナブルな方法で調達された繊維及び紙製品に対する顧客の需要の高まりに応えるために、製造業者は森林認証及び繊維加工流通過程（**chain-of-custody**）基準を適用し、バージン繊維及びリサイクル繊維がサステナブルな方法で管理された森林からのものであることを確認している。さらに、パルプ及び紙の製造業者は、回収繊維の使用において、トレードオフの問題に直面している。再生繊維を使用した製品の需要がこれまで以上に高まっており、再生繊維を使用することでバージン繊維の必要性を最小限に抑えることができる一方で、潜在的な製品の差別化への手段が提供されている。逆に、再生繊維を多く含む製品を製造すると、廃棄物の発生及びエネルギー消費量が増加することがあり、需要と供給のギャップを考慮すると、再生繊維のコストが高くなる可能性がある。したがって、企業は、再生繊維の使用を最適化して、環境と経済のトレードオフのバランスをとることで便益を得ることができる。

### 指標

#### RR-PP-430a.1. (1)第三者認証を受けた森林地帯からの木質繊維の調達割合及び各基準に対する割合、並びに(2)他の繊維調達基準を満たした木質繊維の調達割合及び各基準に対する割合

- 1 企業は、森林管理基準の認証を受けた森林地帯から調達したすべての木質繊維ベースの材料の割合を開示しなければならない。
  - 1.1 第三者の森林管理基準は、とりわけ、森林がサステナブルな方法で収穫されていることを証明し、法令遵守、土地の権利、地域及び労働者との関係、環境上の影響（**impact**）及び生物多様性、森林管理の計画及び実務、土地利用、野生生物の生息地の保全、並びに水の保全を含めた環境的及び社会的規準を対象とするものである。
  - 1.2 第三者機関の森林管理認証には、以下の機関（又はこれらと同等の機関）が発行したものを含むが、これらに限定されない。
    - 1.2.1 米国ツリーファームシステム（ATFS）（つまり、ATFS 認証）
    - 1.2.2 森林管理協議会（FSC）（つまり、FSC Forest Management 及び Chain of Custody 認証）
    - 1.2.3 森林認証プログラム（PEFC）（つまり、PEFC Chain of Custody 認証）
    - 1.2.4 PEFC が承認した森林認証制度
    - 1.2.5 サステナブルな森林イニシアティブ（SFI）（つまり、SFI Forest Management 及び Chain of Custody 認証）

- 1.3 木質繊維ベースの材料の範囲には、リサイクル原材料、バージン原材料及び生産プロセスで直接消費される財を含む、完成品として販売するために加工されるすべてのインプットが含まれ、エネルギー用のバイオマスは除外する。
- 2 第三者認証を受けた森林地帯からの木質繊維ベースの材料の割合は、企業の木質繊維ベースの材料のうち、第三者認証を受けた森林地帯から調達したものの総重量（風乾メートルトン単位）について、調達した木質繊維ベースの材料の総重量（風乾メートルトン単位）で除して計算しなければならない。
- 3 企業は、各基準（例えば、FSC Chain of Custody、PEFC Chain of Custody 及び SFI Chain of Custody 等）で認証された、第三者認証を受けた森林地帯からの木質繊維ベースの材料の割合を開示しなければならない。
  - 3.1 企業は、各基準の認証を受けた木質繊維ベースの材料の割合を、各基準の第三者認証を受けた木質繊維ベースの材料の量について、企業が調達した木質繊維の総量で除して計算しなければならない。
  - 3.2 企業は、木質繊維が複数の第三者認証を受けている場合、各関連する認証にかかる計算にそれらの繊維の量を含めなければならない。
- 4 企業は、木質繊維ベースの材料の総量のうち、第三者の森林認証を受けていない森林地帯から調達しているが、他の繊維調達基準を満たしている木質繊維ベースの材料の割合を開示しなければならない。これには以下を含むが、これらに限定されない。
  - 4.1 責任ある繊維調達基準（例えば、SFI Fiber Sourcing Standard）
  - 4.2 管理木材基準（例えば、FSC Controlled Wood Certification、PEFC Controlled Wood）
  - 4.3 ポストコンシューマ及びプレコンシューマ回収材を含むリサイクル繊維基準（例えば、PEFC Controlled Sources、FSC Recycled Label 及び SFI Recycled Label）
  - 4.4 認証を受けていない森林地帯からの木質繊維に対する木質繊維調達要件を対象とする、その他のデュー・デリジェンス基準
- 5 企業は、複数の繊維調達基準を満たす認証を受けていない森林地帯からの繊維については、他の繊維調達基準を満たす認証を受けていない森林地帯からの繊維の合計割合を計算する際に、重量を二重に考慮してはならない。
- 6 企業は、各調達基準（例えば、FSC Controlled Wood、SFI Fiber Sourcing Standard 及び PEFC Controlled Sources）を満たす木質繊維の割合を開示しなければならない。
  - 6.1 企業は、木質繊維が複数の調達基準に適合している場合、各関連調達基準の計算に当該繊維の量を含めなければならない。

#### RR-PP-430a.1 に関する注記

- 1 企業は、認証を受けた森林地帯から採取されたものではない繊維、又は他の繊維調達基準の認証を受けたものではない繊維についてのデュー・デリジェンスの実務、並びにサプライヤーの森林管理及び伐採の実務を検証するための方針について説明しなければならない。これには、とりわけ、行動規範、監査又は契約（又はこれらの複数のもの）を含む場合がある。
- 2 企業は、認証を受けていない繊維が以下の規準を含むことをどのように検証しているか開示しなければならない。

## IFRS S2 号「気候関連開示」[案] の付録 B

- 2.1 木材の合法性と ~~1990 年米国改正レイシー法 (合衆国法典(USC)第 16 編第 3371 条 第 3378 条)の遵守~~
  - 2.2 保護管理状況にある又は生物多様性の価値が高い地域から調達した木材
  - 2.3 絶滅危惧種 (endangered species) の生息地又はその周辺での伐採
  - 2.4 先住民族の土地又はその周辺での伐採
  - 2.5 環境影響 (impact) 評価又は森林管理計画の見直しを含む、サプライヤーの森林管理及び収穫の実務
  - 2.6 森林での遺伝子組換作物 (GMO)、殺虫剤又はその他の化学物質の使用
  - 2.7 SFI の「問題のある供給源 (controversial sources)」の定義、FSC の「管理木材 (controlled wood)」の定義又は同等のものの中で概説されている規準
- 3 企業は、木質繊維の供給源 (例えば、企業、民間、又は連邦政府により所有される森林地帯からのものか、並びに繊維が国内又は海外で栽培されているか) 及びこれらの供給源からの繊維調達に関連する潜在的なリスクも開示する場合がある。

### RR-PP-430a.2.リサイクル及び回収繊維の調達量

- 1 企業は、サプライヤーから調達したリサイクル及び回収繊維の量をメートルトン単位で開示し、回収プログラムを通じて直接入手したリサイクル及び回収繊維の量を開示しなければならない。
- 2 リサイクル材料含有率 (recycled content) は、「ISO14021 : 1999 環境ラベル及び宣言 — 自己宣言による環境主張 — (タイプ II 環境ラベル表示)」の定義と整合し、製品又は容器包装内のリサイクル又は回収された材料の質量の比率と定義する。ここでは、プレコンシューマ及びポストコンシューマ材料のみをリサイクル材料含有物とみなし、以下の事項を前提としなければならない。
  - 2.1 リサイクル材料は、製造プロセスにおいて、回収 (又は再生) 材料から再加工され、更に最終製品又は製品に組み込まれる部品に使用される材料と定義する。
  - 2.2 回収材料は、廃棄物として処分される又はエネルギー回収の目的に供されるはずの材料が、リサイクル又は製造プロセスにおいて、新たな原材料に代わるものとして、収集及び回収 (又は再生) される材料と定義する。
  - 2.3 プレコンシューマ材料は、製造プロセスにおける廃棄物の流れから取り出された材料と定義する。製造プロセスで発生し、その発生と同一のプロセスで再生できる、加工不適合品、研磨不適合品、スクラップ等の再利用を除外する。
  - 2.4 ポストコンシューマ材料は、家庭、又は商業、工業及び各種施設から発生し、それらが製品の最終消費者として意図した目的のためにはもはや使用できなくなった材料と定義する。これには、流通経路から戻される材料を含める。
  - 2.5 繊維は、SFI のリサイクル材料含有物 (recycled content) の定義、FSC の再生材料 (reclaimed material) の定義、又は PEFC のリサイクル木材及び繊維 (recycled wood and fibers) の定義を満たせば、リサイクル又は回収されたものとして考慮しなければならない。

### RR-PP-430a.2 に関する注記

- 1 企業は、リサイクル及び回収繊維バージン繊維とするかどうかの意思決定に環境ライフサイクル分析を組み入れるための戦略について説明しなければならない。

- 1.1 環境ライフサイクルのトレードオフは、あるタイプの繊維について、別のタイプの繊維と比較して調達することを選択した際に生じる環境上の便益又は結果と定義する。
  - 1.1.1 リサイクル及び回収繊維を使用することによる環境ライフサイクルの便益には、必要な森林破壊の削減、埋立地における紙から生じるGHG排出の削減、及び埋立廃棄物の削減を含むが、これらに限定されない。
  - 1.1.2 リサイクル及び回収繊維を使用することによる環境ライフサイクルの結果には、資源消費量の増加、並びに繊維の輸送及び加工時の大気排出の増加を含む。
- 2 企業は、以下のリスク及び機会がどのように管理されているかを含め、ライフサイクルのトレードオフ評価がどのように繊維調達の意思決定に組み入れられているかを説明しなければならない。
  - 2.1 リサイクル及び回収材料のコスト
  - 2.2 リサイクル及び回収繊維の必要な供給源へのアクセスに関する制約
  - 2.3 企業又は外部の紙回収施設が必要とするリサイクルインフラ
  - 2.4 リサイクルのために紙の回収率を向上する消費者行動
  - 2.5 バージン木質繊維の調達リスク
  - 2.6 紙の回収率の向上
  - 2.7 消費者のリサイクル又はリサイクル材料含有物の最低使用量に関する規制
  - 2.8 製品に必要な繊維の品質、及び異なる製品セグメントにおける繊維の意図的な用途
  - 2.9 製品イノベーションの機会
  - 2.10 リサイクル又は回収材料含有物を使用する製品に関連した売上及び評判の向上。
- 3 企業は、製品セグメント別のリサイクル及び回収繊維使用量の内訳を開示する場合がある。